

東京学芸大学自動車入構要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成24年6月21日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

東京学芸大学自動車入構要項の一部を改正する要項

東京学芸大学自動車入構要項(平成23年7月7日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学自動車入構要項の一部改正について

改正理由:学生の通学における自動車等の利用を原則として禁止することを規定するほか、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(<u>入構の自粛等</u>)</p> <p>第2 本学への<u>自動車等の入構は、環境保護の観点から可能な限り自粛することを原則とし、学生の通学のための自動車等の利用は、原則として禁止する。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(その他)</p> <p>第25 有効期限が過ぎた<u>自動車入構証及び不要となった自動車入構証は交付部局に返却しなければならない。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月5日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(<u>自動車入構の自粛</u>)</p> <p>第2 本学への<u>自動車入構等は、環境保護の観点から可能な限り自粛することを原則とする。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(その他)</p> <p>第25 有効期限が過ぎた<u>入構証及び不要となった入構証は交付部局に返却する。</u></p> <p>[省略]</p>